

子ども・子育て支援新制度について ～子育てをめぐる課題の解決をめざします～

◎「子ども・子育て支援新制度」とは、保育所、幼稚園などに関する新しい法律に基づく制度のことをいい、昨年8月に関連する3つの法律が制定され、新しい制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図ることになりました。

○国は、子育てをめぐる課題の解決に向けて、次の取り組みを進めます

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を進めます

○幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及を目指します。

②地域の子育てを一層充実させます

○親子の交流・相談の場、一時預かり施設、放課後児童クラブの増加を図り、財政支援を強化し、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を進めます。

③待機児童の解消のため、保育所の受入れ人数を増やします

○少人数の子どもを預かる保育ママ（家庭的保育）や小規模保育施設への財政支援を行なうことにより、保育を受け入れられる子どもの人数を増やします。



○東通村は、すでに認定こども園「こども園ひがしどおり」が設置されています

①「こども園ひがしどおり」では、保育・幼児教育（保幼小一貫教育）をはじめ、子育て相談・親子の集いの場などの子育て支援を行っています。

②村の教育・保育環境・子育て支援の一層の充実を図るために、「東通村子ども・子育て支援事業（5か年）計画」を策定します。

※計画を策定するにあたり、小学3年生までのお子さんのいる保護者の方にニーズ調査をお願いしています。まだご回答されていない方は、11月8日（金）までに、ご回答下さるようお願いします。

○よくある質問にお答えします

【Q1】「子ども・子育て支援新制度」は、いつからスタートするのですか？

【A1】平成27年4月に本格的にスタートの予定です。

【Q2】保育所（「こども園ひがしどおり」）などの利用手続きは変わりますか？

【A2】現在の手続きと同様の予定です（保育料も同様に所得に応じた負担を基本とします）。

【Q3】くわしい内容を知りたいときは？

【A3】村教育委員会までお問い合わせください。

◇お問い合わせ先

東通村教育委員会 乳幼児育みグループ ☎27-2111（内線341、342）